



経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表

平成28年10月19日(水)

午後2時解禁

担当

労働基準部監督課

課長 岡嶋 静

監察監督官 小見 伸雄

電話 (075) 241-3214

「過重労働解消キャンペーン」の実施について

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です!!

京都労働局（局長 井内雅明）は、「過労死等防止対策推進法」で過労死等防止啓発月間とされる11月を「過重労働解消キャンペーン」期間として、以下の集中的な取組を実施します。

- 1 使用者団体や労働組合に対し、長時間労働の削減等に関する文書要請を行います。
- 2 京都労働局長が、「働き方改革」に積極的に取り組んでいる府内の企業（ベストプラクティス企業）を職場訪問し、報道機関に公開の上で、企業トップとの対談を行います。【京都初の取組です】
- 3 労働基準監督署が重点的な監督指導を実施します。
- 4 11月6日(日)に全国一斉の過重労働解消無料電話相談を実施します。
- 5 11月16日(水)に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

参考《厚生労働省 過重労働解消キャンペーン特設ページ》

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

1 使用者団体や労働組合に対する要請を行います

キャンペーンの実施に先立ち、10月中旬に京都労働局長が使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について文書で協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

要請対象団体	使用者団体	200 団体
	労働組合	2 団体

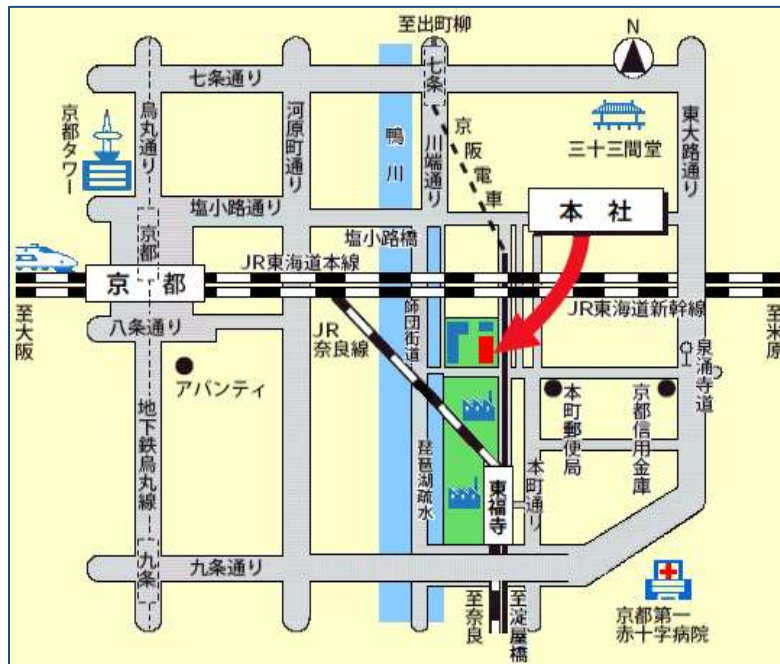


2 京都労働局長が、「働き方改革」に向けて積極的な取り組みを行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、報道機関に公開の上、企業トップと対談します

京都労働局の井内雅明局長が、残業ゼロを目指して「働き方改革」に取り組んでいる三洋化成工業株式会社を訪問し、同社の安藤孝夫社長と取り組みの内容等について対談などを行います。この対談等は、報道機関に公開の上で行います。

1 日時 平成 28 年 11 月 1 日（火） 午前 10 時から 40 分程度

2 場所 三洋化成工業株式会社
(京都市東山区一橋野本町 11-1 電話 (075) 541-4321)



3 三洋化成工業(株)の取組の概要

【目的】 事業拡大に伴い業務量が増加していることから、仕事を取捨選択することにより業務の効率化や残業の削減を図り、創造的な働き方への転換や家庭生活の充実を目指すもの

【期間】 2015 年度から 4 年間の第 9 次中期経営計画に合わせて実施

【主な取組の例】

①会議開催の効率化

複数の会議を 1 つに統合、毎月開催の会議を 3 か月に 2 回開催に変更
会議資料のペーパーレス化・会議での発言の簡潔化



②報告書等の廃止

毎月作成していた 50 ページの全社月報は届くまでに 1 か月かかる上、確認済みの情報が多いこと等から廃止、各部門月報は A4 用紙 1 枚に簡略化

③フレックスタイム制の導入

仕事の都合や社員の生活に応じて、始業、終業の時刻を午前 5 時～午後 10 時の間で自由に設定

4 取材について

企業側の受入れ準備等の関係上、事前申込制とさせていただきます。取材を希望される報道機関におかれましては、10 月 25 日（火）までに京都労働局労働基準部監督課（電話 075-241-3214 担当 岡嶋）にご連絡ください。

3 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等
 - ※ 必要に応じ夜間の立ち入りを実施します
 - ※ ②については、監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合、是正が確認されるまでハローワークにおける職業紹介の対象としません。

イ 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が時間外・休日労働に関する協定届（いわゆる 36 協定）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ② 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。
- ④ 長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。



4 電話相談を実施します ※資料 No. 1 参照

全国一斉にフリーダイヤルによる「過重労働解消相談ダイヤル」を11月6日(日)に実施し、労働局の担当官が相談に対する指導・助言を行います。

近畿ブロックでは、滋賀労働局、京都労働局、大阪労働局、兵庫労働局、奈良労働局、和歌山労働局が合同で実施します。

※ 電話相談により把握した若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対しても重点監督を実施します。

過重労働解消無料相談ダイヤル（フリーダイヤル）

平成28年11月6日（日） 受付時間 9：00～17：00

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業
0120-794-713

※ 上記以外にも、以下の窓口にて常時相談や情報提供を受け付けています。

ア 京都労働局または各労働基準監督署（開庁時間 平日8：30～17：15）

イ 労働条件相談ホットライン【委託事業】

受付：月・火・木・金 17：00～22：00、 土・日 10：00～17：00

フリーダイヤル はい！ 労働
0120（811）610

URL:http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/dl/150508-01.pdf

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。

URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

5 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します ※資料 No. 2 参照

過労死等をゼロにし、すべての人が健康で充実して働き続けることのできる社会を創り上げるため、国民一人ひとりが過労死等に対する関心と理解を深めていただくことが重要です。そのため、以下のとおり「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。



【日 時】 平成 28 年 11 月 16 日 (水)
18:30~20:35 (受付 18:00~)

【会 場】 池坊短期大学 洗心館 B1F 「こころホール」
(京都市下京区四条室町下る西側)

【定 員】 150 名 (参加無料)

基調講演 「幸せになるために働く」社会の実現を
講師 櫻井純理氏
(立命館大学産業社会学部教授、過労死防止学会員)

報 告 過労死遺族の声、会場からの発言など

参加申込方法

- ① Web からの申込み: 下記HP をご覧いただき、申込みをお願いします。
<http://www.p-unigue.co.jp/karoushihoushisympo>
- ② FAX での申込み: 別添 2 リーフレットの裏面フォームを FAX ください。
FAX 番号: (052) 915-1523
※リーフレットは京都労働局、労働基準監督署、公共職業安定所に配置しています。
- ③ 電話での申込み: 下記事業受託会社に「京都会場分」をご指定の上、お申し込みください。
(株) プロセスユニーク 電話 (052) 934-7202